

兵庫県公報

平成20年12月24日 水曜日 第 2042 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の改刻（文書課）	1
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定の予定通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 たつの市）（用地課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	12
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	12
○ 道路の位置指定（建築指導課）	13
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	13
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同）	13
○ 北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）の工事完了（公園都市整備課）	13
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	14
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	16
○ 落札者等の公示（県立大学）	17
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告（県立塚口病院）	17
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	20

告 示

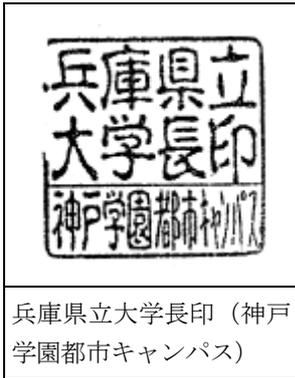
兵庫県告示第1276号

1に掲げる公印を平成21年1月4日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成21年1月5日からその使用を開始する。

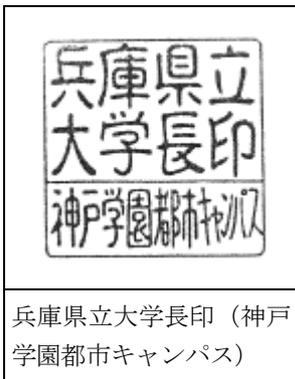
平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



2 新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第1277号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 変更事項

組合の地区
次の地区を追加する。

- (1) 大阪府の次の市
高石市
- (2) 京都府の次の市
木津川市、向日市

2 認可年月日

平成20年12月10日



兵庫県告示第1278号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	公立豊岡病院組合立 豊岡病院
所 在 地	豊岡市戸牧1094番地
認 定 年 月 日	平成20年5月1日
認定の有効期限	平成23年4月30日



兵庫県告示第1279号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
かるがも薬局アイランド店	株式会社 西垣メディカル 代表取締役 西垣 日出告	神戸市東灘区向洋町中1-14 イーストコート2番街105号	平成20年11月1日
東御影グローバル薬局	有限会社 グローバル薬局 代表取締役 川上 哲司	同 市同 区御影中町1-6-13-1F	同
セコム医療システム株式会社 セコム神戸訪問看護ステーション	セコム医療システム株式会社 代表取締役 小幡 文雄	同 市同 区住吉宮町6-14-14 坂本ビル4階	平成20年10月1日
イムノファーマシー三宮南薬局	足立 巧子	同 市中央区磯辺通3-2-11 三宮ファーストビル1階	同 年11月1日
らくじゅ薬局 神大前店	有限会社 らくじゅ薬局 代表取締役 吉田 道生	同 市兵庫区荒田町3-12-13	同 年12月1日
ナガタ薬局 西代店	株式会社 アルカ 代表取締役 中島 康伸	同 市長田区御屋敷通3-1-34 サンタウンアコルデ1F	同
スギ薬局 東垂水店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 杉浦 昭子	同 市垂水区東垂水町高丸762-668	同
松川歯科	松川 茂	同 市北区山田町上谷上字古々山31-15	平成20年11月1日
松崎循環器内科	松崎 圭輔	尼崎市塚口町1-16-6 ハイネスガヤビル2階	同 年12月1日
共栄薬局 西宮阪急店	株式会社 共栄ファーマシー 代表取締役 宮辻 孝治	西宮市高松町14-1	同 年11月1日
ファミリー薬局	株式会社 ヴァンキッシュ 代表取締役 窪 昌彦	同 市甲子園八番町2-23	同
いまだ内科クリニック	今田 世紀	三田市武庫が丘7-7-4 M's 2F	平成20年12月1日
アルカ フラワータウン薬局	株式会社 アルカ 代表取締役 中島 康伸	同 市武庫が丘7-7-5	同
スギ薬局 ロックタウン加古川店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 杉浦 昭子	加古川市東神吉町出河原862 ロックタウン加古川内	平成20年9月1日
傳歯科医院	傳 春光	高砂市米田町米田1172-9	同 年11月1日
よつば薬局	有限会社 四葉 代表取締役 黒崎 修	小野市敷地町1382-246	同 年12月1日
北八代調剤薬局	有限会社 トライアングル企画 代表取締役 松岡 文彦	姫路市北八代1-4-27	同
佐野内科ハートクリニック	佐野 一成	たつの市神岡町横内260	平成20年10月1日
とくなが病院	院長 徳永 金清	同 市神岡町東背崎字鍵田473-5	同
かんざき訪問看護ステーション	兵庫県神崎郡神河町長 足立理秋	神崎郡神河町粟賀町385	平成20年11月1日
社会福祉法人 聖隷福祉事業団 せいれい訪問看護ステーション淡路	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 理事長 山本 敏博	淡路市浜1-45	同 年12月13日

兵庫県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
岸 上 かおり	かおり鍼灸整骨院	尼崎市大庄西町2丁目26-26 スティルネスⅡ 101号	平成20年9月9日
平 井 完	平井治療院	伊丹市御願塚6-9-26	同 年8月27日
新 居 睦 夫	新居整骨院	三木市志染町西自由が丘1丁目675-3	同 月5日



兵庫県告示第1281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

揖西土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 洋 祐	たつの市揖西町新宮664番地の1
同	根 本 吉 彦	同 市揖西町新宮29番地の6
同	石 田 仁 一	同 市揖西町田井46番地
同	小 幡 和 好	同 市揖西町佐江506番地
同	松 本 順	同 市揖西町前地179番地
同	塚 本 享	同 市揖西町北山65番地
同	井 上 仁	同 市揖西町竹万515番地
同	衣 笠 新 三	同 市揖西町尾崎323番地
同	富士田 俊 明	同 市揖西町長尾837番地
同	猪 澤 敏 雄	同 市揖西町北沢40番地
同	福 岡 義 晃	同 市揖西町住吉171番地の4
同	西 脇 照 三	同 市揖西町南山765番地
同	前 田 英 作	同 市揖西町龍子264番地
同	武 内 邦 昭	同 市揖西町小畑312番地
同	西 川 嘉 彦	同 市揖西町竹原86番地4
同	松 田 軍 治	同 市揖西町土師924番地
同	内 海 幸 夫	同 市揖西町小畑385番地
同	青 木 忍	同 市揖西町小犬丸624番地12
監 事	木 南 敏 夫	同 市揖西町中垣内乙40番地
同	山 下 源 太 郎	同 市揖西町長尾855番地
同	金 治 法 昭	同 市揖西町尾崎372番地1

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 洋 祐	たつの市揖西町新宮664番地の1
同	作 本 辰 男	同 市揖西町構200番地の1
同	石 田 肇	同 市揖西町田井121番地
同	小 幡 和 好	同 市揖西町佐江506番地
同	竹 内 嘉 昭	同 市揖西町前地116番地
同	猪 澤 修 一	同 市揖西町北山375番地
同	井 上 仁	同 市揖西町竹万515番地

同	衣 笠 新 三	同	市揖西町尾崎323番地
同	宮 本 峰 男	同	市揖西町長尾857番地
同	猪 澤 敏 雄	同	市揖西町北沢40番地
同	岡 本 修 一	同	市揖西町住吉158番地 2
同	西 脇 照 三	同	市揖西町南山765番地
同	前 田 欽 也	同	市揖西町龍子295番地
同	武 内 邦 昭	同	市揖西町小畑312番地
同	西 川 嘉 彦	同	市揖西町竹原86番地 4
同	山 下 正 直	同	市揖西町土師952番地15
同	富士田 俊 明	同	市揖西町長尾837番地
同	石 田 隆 三	同	市揖西町小犬丸685番地
監 事	木 南 敏 夫	同	市揖西町中垣内乙40番地
同	山 下 源 太 郎	同	市揖西町長尾855番地
同	金 治 法 昭	同	市揖西町尾崎372番地 1



兵庫県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年12月10日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
農業生産法人等育成 緊急整備事業	五斗長地区	平成20年12月24日から 平成21年1月20日まで	淡路市役所



兵庫県告示第1283号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成20年12月11日に次のとおり認可した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
名 称 揖保川漁業協同組合
所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号
内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容
第7条第1項中「70才以上及び」を削除する。
- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第1284号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
芦屋市奥山1の231・1の256(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1285号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市森尾字阿牟加42から46まで、49、63の1、64の1、71、76から81まで
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1286号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町日野辺字ズへ108、110から114まで、115の1、115の2、116、字蔵持130の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ズへ110から113まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、115の1、116

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1287号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町桐野字西ノ谷191の1から191の3まで、192から195まで、196の1、197、197の2から197の9まで、197の11、197の12、198から224まで、226、228から230まで、233

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ谷200・202・203・207・209・210・223（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、208

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1288号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

明石事務所長 橋本芳純

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	4 m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7.3	7.8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2	9
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	9
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		4	6

備考 汚水等の再利用水量を増加させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年12月24日から平成21年1月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1289号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 キャタピラージャパン株式会社明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4
 執行役員明石事業所長 尾 野 輝 実
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 キャタピラージャパン株式会社明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	12,100個/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後40日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分、20時～翌5時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7.9～9.3	9.3
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	500～1,000	1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	200～1,000	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	516	516
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.46

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年12月24日から平成21年1月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1290号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量(基盤地図情報整備作業)
- 2 作業期間
平成21年1月9日から同年3月27日まで
- 3 作業地域
たつの市、三木市及び川西市



兵庫県告示第1291号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

たつの市

2 事業の種類

播磨新宮駅南駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県たつの市新宮町新宮字城丸、字境田及び字山根地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

播磨新宮駅南駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第1号に掲げる「駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成20年度予算において当該事業費を計上していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

J R姫新線の播磨新宮駅は、地域住民の通勤・通学や日常生活に欠かせない主要な駅であるが、本駅へのアクセスは、民間の路線バスや市営のコミュニティバス等の公共交通の路線数や便数が少なく、利便性に欠けるため、自家用車の利用を希望する市民が多い。

このため、平成14年に揖保郡新宮町が本駅南側に町営駐車場を設置し、合併後もたつの市が管理運営してきたが、現在、本駅を利用する通勤・通学の利用のほか、駅周辺商店街への来客の利用もあり、時間帯によっては、しばしば満車となって周辺路上に本駐車場を利用できない車両があふれ、円滑な交通の妨げとなるばかりか、交通事故の発生も懸念されている状況にある。

また、平成21年度には、たつの市が兵庫県、姫路市及び佐用郡佐用町とともに取り組んでいるJ R姫新線高速化事業が完了する予定であり、利便性向上による駅利用者の増加が見込まれることに伴い、駐車場需要の増加が想定されている。

更に、本駐車場の設置にあたっては、単年度の借地契約によって用地を確保してきたが、土地所有者から借地契約の終了を要望されており、本駐車場の存続自体が危ぶまれる状況となっている。

本件事業は、このような状況に対応するため、本駐車場の借地部分とともに必要最低限の用地を取得して、動線や区画配置を見直し、駐車場利用者の利便を図るとともに、当面の将来需要にも対応できるよう路外駐車場を整備するものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、既存駐車場及び隣接する倉庫跡地等の雑種地を利用するものであるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び兵庫県環境影響評価条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、希少な草木類は存在しない。また、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：支障となる物件が少なく、地域の土地利用への影響が少ないこと、(2)技術的条件：造成等の工事施工が困難でないこと、(3)経済的条件：用地費及び工事費が妥当であること、(4)立地条件：駅に近接していること等の観点から選定した、既設駐車場を拡張する2案の候補地及び新たに別の場所に設置する1案の候補地を比較考量し選定されている。

その結果、3案の中で総合的に最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

従って、本件事業の計画は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

既設駐車場は、時間帯によっては、しばしば満車となって周辺路上に本駐車場を利用できない車両があふれ、円滑な交通の妨げとなるばかりか、交通事故の発生も懸念されている状況にある。加えて、平成21年度にJR姫新線高速化事業が完了予定であり、駐車場需要の増加が想定されている。

更に、土地所有者から借地契約の終了を要望されており、本駐車場の存続自体が危ぶまれる状況となっている。

従って、本件事業は、事業の緊急性という点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、駅勢圏将来人口、駅利用率、自動車利用率及び駅周辺の民間駐車場の利用状況等から駐車場所要台数を推計し、必要最小限の規模となっており、起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

たつの市役所都市建設部都市計画課



兵庫県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月24日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 若桜湯村温泉線	美方郡新温泉町丹土字向ノ田221番2から 同郡同町桐岡字白ワ42番1まで	旧	7.0から 18.0まで	302.0	
		新	13.0から 20.0まで		



兵庫県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月24日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 倭文五色線	南あわじ市倭文庄田字道ノ下1392番から 同 市倭文安住寺字大以天158番1まで	旧	5.0から 10.0まで	311.0	
		新	6.0から 11.0まで	311.0	



兵庫県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年12月24日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 町分久美浜線	豊岡市出石町宮内字上田476番から 同 市出石町宮内字堀脇624番1まで	旧	12.0から 59.0まで	930.0	
			4.0から 13.0まで	969.0	
		新	12.0から 59.0まで	930.0	



兵庫県告示第1295号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり育波漁港内公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成20年11月26日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積

- (1) 淡路市育波字前濱83番15から同市育波字前濱83番21に至る間の地先
1 工区 2,973.64平方メートル
- (2) 淡路市育波字前濱83番18から同市育波字濱田44番15に至る間の地先
2 工区 1,448.25平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成18年6月26日
兵庫県指令淡路(洲土)第3373号の7
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
淡路市



兵庫県告示第1296号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年12月24日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20西播位置 0004号	20.12.9	揖保郡太子町東保字高田42番の一部	6.00	65.68



兵庫県告示第1297号

昭和39年兵庫県告示第332号の11(かいに指定した出先機関)の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。
平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

教育委員会の管理に属するもの中「いなみ野特別支援学校」を「いなみ野特別支援学校
東はりま特別支援学校」に改める。



兵庫県告示第1298号

平成19年兵庫県告示第409号の4(会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任)の一部を次のように改正し、平成21年1月5日から施行する。
平成20年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

表県民局出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項中「前2項」を「前各項」に改め、同項中5を6とし、4の次に5として次のように加える。

- 5 地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管をすること。
表県民局出納員の款県税事務所経理員の項再委任を受けた事務の欄に次のように加える。
- 4 出張先における地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管事務



兵庫県告示第1299号

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき兵庫県が施行している北摂地区新住宅市街地開発事業(西地区)のうち、1住区4工区、1住区5工区、1住区8工区A、1住区8工区C、1住区8工区D、4住区2工区、6住区5工区D、13住区2工区、21住区及び22住区1工区について工事が完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、兵庫県企業庁地域整備局公園都市整備課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の3第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消年月日
有限会社 大槻商店	朝来市和田山町和田山333	平成20年11月 1 日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払い物件

物件 番号	所 在 地	面 積 ㎡	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
1	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地	48,004	4,801
2	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.41	宅 地	14,249	1,425
3	三田市乙原字大平2341番	27,391	山 林	5,753	576

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支

配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うこと。

(2) 申込手続き

一般競争入札の申込手続きは、(1)により参加の申込手続きを完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成21年1月8日（木）から同年2月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成21年1月8日（木）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成21年2月6日（金）午後5時必着とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話（078）341-7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成21年2月20日（金）午後1時から同月27日（金）午後1時まで

(2) 入札場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上

(3) 開札日

平成21年2月27日（金）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市匠台29番、47番2
同 市山田町字湯口谷1449番196、1449番197
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田258番地
カワイ株式会社 代表取締役 河 合 学
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年11月4日
兵庫県指令開第1-2-2号（19小野）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山崎ショッピングセンター
所在地 宍粟市山崎町中井7-4
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
山崎商業開発株式会社 高 橋 宣 久 宍粟市山崎町中井7-4
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 - ア 変更前
平 島 福 喜
 - イ 変更後
高 橋 宣 久
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社たけうち	竹 内 寛	赤穂市加里屋2164-28
てつや	鐵 礦 男	姫路市広畑区早瀬町二丁目57番地
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5-1
スペースタナカ	田 中 康 雅	松山市大街道二丁目3-8
ナチュラル 外28者	藤 田 雅 史	宍粟市山崎町山崎176

4 変更年月日

3の(1)：平成20年8月21日

3の(2)：平成20年11月17日

5 届出年月日

平成20年11月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年12月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年4月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

次のとおり公示する。

平成20年12月24日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義 弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

フェムト秒レーザーシステム装置 一式

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立大学播磨科学公園都市キャンパス (高度産業科学技術研究所)

赤穂郡上郡町光都3-1-2

3 落札者を決定した日

平成20年12月3日

4 落札者の名称及び住所

スペクトラ・フィジックス株式会社 東京都目黒区中目黒4-6-1

5 落札金額

34,576,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告した日

平成20年10月28日

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成20年12月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立塚口病院長 平 尾 敬 男

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立塚口病院の医事業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立塚口病院 尼崎市南塚口町6-8-17

2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床300床以上の病院における医事業務全般を実施し、3年以上の実績がある者であること。
- (2) 病院で使用する医療情報システムを用いて運用できる者であること。
- (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続き

- (1) 事務局
〒661-0012 尼崎市南塚口町6-8-17
県立塚口病院総務部経理課
電話（06）6429-5321
- (2) 募集要領の配布
ア 配布期間
平成20年12月24日（水）から平成21年1月7日（水）まで（平成20年12月27日から平成21年1月4日の間を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
イ 配布場所
上記(1)に同じ
- (3) 説明会
本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。
ア 日時
平成21年1月8日（木）午後2時から
イ 場所
県立塚口病院 第8会議室
ウ 留意事項
出席は、1社当たり2名以下とする。
- (4) 参加表明書
ア 提出方法
所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
イ 受付期間
平成21年1月9日（金）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成21年1月16日（金）必着とする。
ウ 提出場所
上記(1)に同じ
- (5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年1月19日（月）から同月21日（水）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成21年1月21日（水）必着とする。

ウ 回答方法

平成21年1月21日（水）から同月23日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年1月19日（月）から同月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成21年1月27日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立塚口病院医事業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立塚口病院医事業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、兵庫県の指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Hirao, Director of Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical affairs outsourcing

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00 to 16:00 every weekday from Monday, January 19 through Tuesday, January 27, 2009

(4) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital, 6-8-17

Minamitsukaguchi-cho, Amagasaki-city, Hyogo Prefecture 661-0012

TEL (06) 6429-5321

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成20年12月24日

兵庫県収用委員会

会長 安永正昭

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（兵庫県佐用郡佐用町口長谷字砂ノ内地内から同町口長谷字塩谷山地内まで及び兵庫県佐用郡佐用町東中山字広畑ケ地内から岡山県美作市宮本字委細谷地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年12月9日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

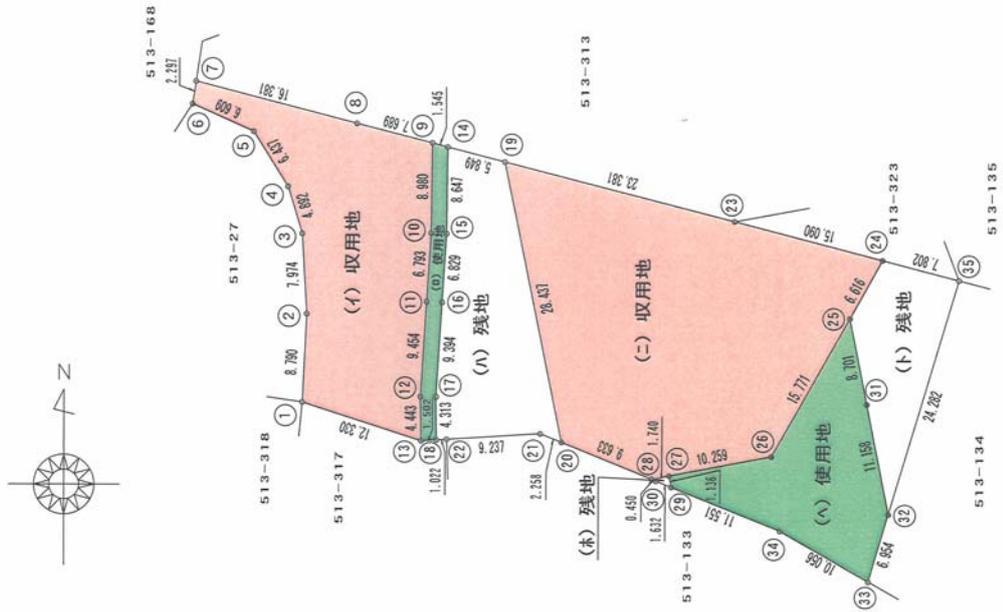
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関する関係人				
所在	地番	地目	公簿地積 m ²	実測地積 m ²	収用に係る面積 m ²	使用に係る面積 m ²	氏名	住所	権利の種類	氏名	住所
佐用郡 佐用町 口長谷 宇塩谷山	513番28	山林	2,879	1,794.52	1,143.18	263.77	武田 博基	兵庫県加東市下滝野631番地3	なし	—	—
							(持分3分の1)	(ただし、登記簿上の住所兵庫県加東郡滝野町下滝野631番地の3)			
							武田 忠昭	兵庫県揖保郡太子町下阿曾133番地16			
							(持分3分の1)	(ただし、登記簿上の住所兵庫県揖保郡太子町下阿曾133番地の16)			
							武田 正昭	兵庫県尼崎市潮江1丁目4番2-902号			
							(持分3分の1)	(ただし、登記簿上の住所兵庫県尼崎市立花町二丁目5番5号)			
					うち(イ)の部分	うち(ハ)の部分					
					410.11	44.13					
					うち(ニ)の部分	うち(ヘ)の部分					
					733.07	219.64					

(注1) 収用に係る土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(イ)並びに別添図面表示の⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(ニ)

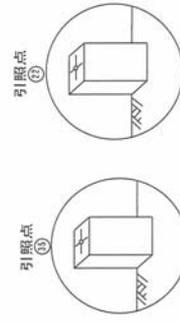
(注2) 使用に係る土地の区域は、別添図面表示の⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(ロ)並びに別添図面表示の㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟及び㊱の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(ハ)

実測平面図 S=1/500

土地の所在：佐用郡佐用町口長谷字塩谷山
地番：513-28



弓I 照点一覽表		
② プラスチック杭	-106563.900 4645.404	
③ プラスチック杭	-106548.073 4695.886	
近トラバース計算一覽表		
器械点 ⑦	後视点 ⑧	距離 (m)
视点 (境界線)	⑨	193-49-05 2.524
⑩	⑪	284-38-44 29.514
⑫	⑬	299-08-10 28.188
⑭	⑮	18-51-22 11.311
⑯	⑰	28-32-43 20.593
⑱	⑲	0-00-00 52.905



字塩谷山513番28地先
プラスチック杭

境界線は、すべてプラスチック杭

